

## 身体障害者のための主な保健福祉サービス

### (1) 身体障害者居宅介護等事業

施策の概要	利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、身体の介護、家事、及び外出時の移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。
対象者	在宅の身体障害者
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 身体介護…入浴、排泄、食事等</li> <li>② 家事援助…調理、洗濯、掃除等</li> <li>③ 移動介護…社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための際の移動の介護</li> <li>④ 日常生活支援…身体介護、家事援助、見守り等の支援</li> </ul>
申請方法等	サービスの利用を希望する者は、援護の実施者である市町村に対して、利用を希望するサービス毎に支援費の支給申請を行い、支援費支給の決定を受けて受給者証を交付してもらう。支給決定を受けた利用者は、支給内容に基づいて事業者と直接契約しサービスの提供を受ける。
利用者負担	利用者負担額は、負担能力に応じてまず利用者本人が負担することとし、その負担額が利用者本人に係る支援費基準により算定した額に満たない場合は、その不足分については負担能力に応じて主たる扶養義務者から負担を求めるものとする。

### (2) 身体障害者短期入所事業（ショートステイ）

施策の概要	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、施設への入所必要とする者を対象に、短期間の入所をさせ必要な保護を行う。
対象者	在宅の身体障害者
サービス内容	指定短期入所事業所等において、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ短期間の入所による保護を適切に行う。
申請方法等	サービスの利用を希望する者は、援護の実施者である市町村に対して、利用を希望するサービス毎に支援費の支給申請を行い、支援費支給の決定を受けて受給者証を交付してもらう。支給決定を受けた利用者は、支給内容に基づいて事業者と直接契約しサービスの提供を受ける。
利用者負担	利用者負担額は、負担能力に応じてまず利用者本人が負担することとし、その負担額が利用者本人に係る支援費基準により算定した額に満たない場合は、その不足分については負担能力に応じて主たる扶養義務者から負担を求めるものとする。また、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であり、その支払いを利用者に負担させることが適当と認められるものについては、特定費用として利用者から徴収することができる。

(3) 身体障害者デイサービス事業

施策の概要	身体障害者の自立の促進、生活の質の向上、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種の便宜を供与する。
対象者	在宅の身体障害者、又はその介護を行う者
サービス内容	① 入浴、給食の提供 ② 創作的活動・・・手芸、工作、絵画、書、陶芸等 ③ 機能訓練・・・日常生活動作、歩行、家事訓練 ④ 介護方法の指導・・・家族等に対する介護技術の指導 ⑤ 社会適応訓練・・・会話、手話、点字、カナタイプ等 ⑥ 更生相談・・・医療、福祉、生活等 ⑦ レクリエーション
申請方法等	サービスの利用を希望する者は、援護の実施者である市町村に対して、利用を希望するサービス毎に支援費の支給申請を行い、支援費支給の決定を受けて受給者証を交付してもらう。支給決定を受けた利用者は、支給内容に基づいて事業者と直接契約しサービスの提供を受ける。
利用者負担	利用者負担額は、負担能力に応じてまず利用者本人が負担することとし、その負担額が利用者本人に係る支援費基準により算定した額に満たない場合は、その不足分については負担能力に応じて主たる扶養義務者から負担を求めるものとする。また、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であり、その支払いを利用者に負担させることが適当と認められるものについては、特定費用として利用者から徴収することができる。

(4) 福祉施設の利用

施設の種類		内 容	利 用 料	申 込
更生施設	身体障害者更生援護施設	身体に障害のある者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点をおいて各種のリハビリテーション等を行う施設。	施設支援サービスの利用に要する費用を本人の扶養義務者の負担能力に応じて支払う	市町村
生活施設	身体障害者療護施設	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とし、家庭での介護が困難な最重度障害者を入所させ、治療及び療護を行う。	施設支援サービスの利用に要する費用を本人の扶養義務者の負担能力に応じて支払う	市町村
	身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設。	低額	当該施設
作 業	身体障害者授産施設	身体障害者で雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設（最終的には一般事業所に就職若しくは自営等で自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない。）	施設支援サービスの利用に要する費用を本人の扶養義務者の負担能力に応じて支払う	市町村
	身体障害者通所授産施設	内容は身体障害者授産施設と同じであるが、利用は通所に限られる。		
施 設	身体障害者小規模通所授産施設	内容は身体障害者授産施設と同じであるが、利用は通所に限られ、常時利用する者が20人未満であるもの。	諸経費について実費負担	当該施設
	身体障害者福祉工場	作業能力があっても、職場の設備構造や通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な重度の身体障害者のための工場。		

施設の種類		内 容	利 用 料	申 込
地 域 利 用 施 設	身体障害者 福祉センター (A型)	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなどの便宜を提供する施設。	無 料 又 は 低 額	当該施設
	身体障害者 福祉センター (B型)	外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練等を行うための施設。		
	身体障害者 デイサービス センター	地域において、就労等の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴・給食サービス等を行う施設。		
	障害者更生 センター	障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊休養するための施設。	当 該 セ ン タ ー の 定 め に よ る	

(5) 医療費の公的負担制度

施 策 の 概 要	自治体ごとに、対象者に応じて様々な制度があり、重度心身障害者医療に関しては、障害者が安心して暮らせるよう医療費の一部を助成する。
対 象 者	概ね重度の心身障害者（身障手帳の1～3級、療育手帳のA判定等）
医 療 の 範 囲	医療保険の対象となる疾患
申 請 方 法 等	身体障害者手帳や療育手帳等を健康保険証とともに提示し、市町村長に対して受給者証の交付を申請する。
費 用 負 担	本人又は扶養義務者の所得税の課税状況に応じ、費用の一部又は全部の負担がある。ただし、生活保護世帯は対象外。  （*詳細については、各自治体によって運用が異なる）

(6) その他の施策

制 度	内 容	金 額 等	問 合 せ 先	備 考
J R の旅客運賃割引	〔第1種〕 介護者が同行する場合は区間制限なし。普通乗車券及び急行券等が適用。 〔第2種〕 上記以外の身体障害者は100kmをこえるとき。	本人と介護者1人各々5割引  本人のみ5割引	各 駅 福祉事務所 町村役場	発売窓口で身体障害者手帳を呈示し割引乗車券を購入のこと。その他の鉄道においてもJ R に準じて割引を行っているところもあるので利用するときは照会のこと。
航空運賃割引	日本航空、全日本空輸、日本エアシステム、日本トランスオーシャン航空、ジャルエクスプレス、北海道国際航空、エアーニッポン及びスカイマークエアラインズの定期航空路線の国内線全区間。	各社の規定による (介護者についても同様)	各航空会社支店、営業所及び指定代理店又は福祉事務所	手帳の1種2種の区分を準用する。
有料道路の通行料金の割引 (ETC利用を含む。)  ※H15.12.1より割引実施。 H16.1.20よりETC利用の割引実施 (ETC未整備料金所の場合、ETCの運用開始日より実施。)	身体障害者が自ら自動車を運転する場合又は重度の身体障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合。	50%以下	福祉事務所 町村役場	福祉事務所又は町村にて手帳に押印し、必要事項を記載。さらに重度の身体障害者の場合は介護者印の押印、ETC利用の場合は証明書の発行を受ける。
ETC車載器購入の助成 ※H15.12.1より実施。	有料道路の通行料金の割引対象の身体障害者に対しETC車載器購入に必要な経費を一部助成。	1人当たり 10,000円	財団法人道路サービス機構	先着15万人限定。

制 度	内 容	金 額 等	問 合 せ 先	備 考
携帯電話の使用料金の割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者が所有する携帯電話について、使用料金等を割引。	基本使用料50%割引等（事業者によってサービス内容は異なる）	NTTドコモ、KDDI株式会社、ボーダフォン株式会社、ツーカーグループ	各販売店等で申し込み。 ※実施日 NTTドコモ（H15.9.1より）、ボーダフォン株式会社（H15.10.1より）、KDDI株式会社・ツーカーグループ（H15.11.1より）
NHK放送受信料の減免	・身体障害者のいる貧困世帯・視・聴覚障害者又は、肢体不自由者（1，2級）が世帯主	全額免除 半額免除	放送局 福祉事務所 町村役場	市区町村長又は福祉事務所又は町村で証明書を発行。
生活福祉資金の貸与  (平成15年度)	身体障害者更生資金 ・生業費  ・支度費 ・技能習得費  ・福祉資金 身体障害者福祉資金 身体障害者自動車購入資金 中国残留邦人等国民年金追納資金	貸付限度額 141万円以内 (特別460万円以内) 10万円以内 91.8万円以内 (特別124.8万円以内)  75万円以内 205万円以内  446万円以内	市町村社会福祉協議会	償還期間 9年以内  8年以内 8年以内  (利率3%) 6年以内 6年以内  10年以内
公営住宅の優先入居	・4級以上の身体障害者及びその世帯 ・4級以上の単身身体障害者		町村役場 福祉事務所	
駐車禁止規制の適用除外	身体障害者の利用する自動車に対し駐車禁止規制除外標章を交付し駐車を認める。		警察署 都道府県公安委員会	

(7) 年金制度

公的年金制度に加入している期間中等に被った傷病により障害者になった場合に年金、一時金（手当金）が支給されます。

(年金額は平成15年度)

制度の種類		金額（年額）	問合せ先	備考
国民年金	(旧)障害年金	2級=797,000円 (最低保障額)	市町村役場	・昭和61年3月までに受給権の発生した拠出性受給者
	障害基礎年金	1級=996,300円 2級=797,000円 <子の加算> 第1子・第2子（1人につき） 各 229,300円 第3子以降（1人につき） 各 76,400円		・従来の障害福祉年金受給者及び昭和61年4月以降受給権が発生した受給者 【受給権】 ①保険料納入済期間が加入期間の3分の2以上あること。 ②20歳未満のときに医師の診療を受けた者が障害の状態にあって20歳に達したとき、又は20歳に達した後障害の状態となったとき。 ただし、この場合、所得制限あり。
厚生年金保険	障害厚生年金	1級=報酬比例部分×1.25 +加給年金額 2級=報酬比例部分 +加給年金額 3級=報酬比例部分 (最低保障額597,800円)  〔1・2級は障害基礎年金の上乗せとして支給される〕 ・加給年金額（配偶者） 229,300円	社会保険事務所	・昭和61年4月以降受給権の発生した受給者 ・報酬比例部分 (平均標準報酬月額) × $\frac{7.125}{1,000}$ × (被保険者期間の月数) ・加入期間中の傷病による障害に対して支払われる (ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること)
	障害手当金	報酬比例部分×2.0 1,206,400円（最低保障額）		・報酬比例部分 (平均標準報酬月額) × $\frac{7.125}{1,000}$ × (被保険者期間の月数)

(8) 更生医療の給付

施策の概要	身体障害者の障害を軽くしたり、回復させたりする手術を行う等、身体障害者の更生に必要な医療を指定医療機関に委託して行う。
対象者	更生のために、医療が必要な身体障害者
医療の範囲	障害の除去、軽減のための手術等（ただし、保険適用に限る）
申請方法等	市町村長に申請し、身体障害者更生相談所の判定を経て更生医療指定医療機関で医療を受ける。
費用負担	本人又は扶養義務者の所得税の課税状況に応じ、費用の一部又は全部の負担がある。ただし、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料。

(9) 補装具の給付（身体障害者福祉法に係るもの）

施策の概要	身体障害者の日常生活や職業生活の能率の向上を図ることを目的に、失われた身体機能を補完・代償する用具の交付や修理を行うもの。 （*労災保険法、厚生年金法などの他制度による給付もある。）
対象者	他制度の適用を受けない者
申請方法等	市町村へ申請し、必要に応じて身体障害者更生相談所の判定を受けて、市町村が給付する。
費用負担	本人又は扶養義務者の所得税の課税状況に応じ、費用の一部又は全部の負担がある。ただし、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料。  （*「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付」事業もある。）

(10) 税の減免

分野	内容
国 税	所得税 障害者控除、特別障害者控除等 消費税 身体障害者用物品（厚生労働大臣が指定するもの） 関 税 身体障害者用に特に製作された器具等 相続税 障害者控除、特別障害者控除等 贈与税 特別障害者扶養信託契約に基づく財産の信託
地 方 税	住民税 障害者控除、特別障害者控除等 事業税 重度の視力障害者の行うあんま・はり等医業に類する事業に対する非課税 自動車税・軽自動車税及び自動車取得税の減免 不動産取得税・事業税等の非課税・減免

(注)

- \* 本資料は、国、自治体、企業等が所管する多くの障害者サービスの一部を紹介するものであり、実際の運用については、自治体等によって異なる場合があるため、詳細については、各省庁担当部局、自治体窓口等に直接照会願います。
- \* 本資料で言う「身体障害者」とは、身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳を所持する者をいう。

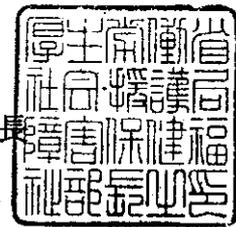
障発第 0126005 号

平成 16 年 1 月 26 日

都道府県知事  
各 指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



平成 15 年度 身体障害者福祉法第 15 条に  
規定する医師研修会の開催について

身体障害者福祉法の規定に基づく、身体障害者手帳の交付事務については、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務から、各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が実施する自治事務へと変更されたところである。

本研修会は、都道府県等が実施する身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準（ガイドライン）に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身体障害福祉法第 15 条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的として実施するものである。

については、本研修会の開催にあたり、別紙要綱を定めたので、貴管内関係機関等への周知と共に、関係職員の派遣等についてご配慮願いたい。

障 発 第 0126005 号

平成 16 年 1 月 26 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

平成 15 年度 身体障害者福祉法第 15 条に  
規定する医師研修会の開催について

身体障害者福祉法の規定に基づく、身体障害者手帳の交付事務については、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務から、各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が実施する自治事務へと変更されたところである。

本研修会は、都道府県等が実施する身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準（ガイドライン）に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身体障害福祉法第 15 条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的として実施するものである。

については、本研修会の開催にあたり、別紙要綱を定めたので、貴管内関係機関等への周知と共に、関係職員の派遣等についてご配慮願いたい。

## 平成15年度身体障害者福祉法第15条に規定する医師研修会実施要綱

### 1 目 的

各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が、身体障害者福祉法（以下「身障法」という。）の規定に基づき行う身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準（ガイドライン）に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身障法第15条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的とする。

2 主 催 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

3 日 時 平成16年 3月 5日（金）

4 場 所 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院

5 受入定員 190名（各都道府県、指定都市及び中核市より1～2名）

### 6 受講資格

下記の条件を満たす者で、都道府県、指定都市及び中核市民生主管部（局）長から推薦を受けた者。

- ① 都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務（嘱託等を含む）する医師。
- ② 都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師。

8 研修内容 別紙1の日程表のとおり

9 研修会費用 16,000 円  
なお、旅費等については、都道府県等の負担とする。

### 10 受講手続

都道府県等より、別紙2の「受講推薦書」をもって、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院係あて、2月13日（金）までに必着するよう申し込むこと。

### 11 受講決定

受講者を推薦した都道府県等及び本人あて、2月23日（月）までに文書にて通知する。

### 12 修了証書

研修会修了者に対し、修了証書を授与する。

### 13 その他

- ① 教材費その他の実費は受講者の負担とする。
- ② 研修会の照会先は、下記まで照会されたい。

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院  
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4丁目1番地  
TEL 04-2995-3100（内線2614）  
FAX 04-2996-0966

別紙 1

平成15年度 身体障害者福祉法第15条に規定する医師研修会日程表  
 開催日 平成16年3月5日(金)

時 間	講 義 内 容
9:00	受付
9:30 ~	開講 オリエンテーション
9:45 ~ 10:30	社会福祉の動向と障害者施策 講師：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課障害福祉専門官 石渡博幸
10:40 ~ 11:40	障害認定事務における 身体障害者更生相談所の関わりについて 講師：さいたま市保健福祉局福祉部 更生相談所準備室顧問 飯田 勝
11:50 ~ 12:30	身体障害認定基準の基本的な考え方と 平成15年度改正の概要について 講師：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課課長補佐 泉 陽子
( 休 憩 )	
13:30 ~ 15:45	身体障害認定基準に基づく診断等について (肢体不自由に関する事例に基づく具体的な認定の仕方) 講師：東京大学大学院医学系研究科 教授 中村 耕三
15:45 ~ 16:15	国立身体障害者リハビリテーションセンター紹介ビデオ放映
16:20 ~ 16:40	閉講式

## 平成 15 年度身体障害者福祉法第 15 条に規定する医師研修会 受 講 推 薦 書

平成 15 年度身体障害者福祉法第 15 条に規定する医師研修会の受講者として、次の者を  
受講させたいので、推薦します。

平成 年 月 日

都道府県等名 :  
部 (局) 名 :  
部 (局) 長名 : \_\_\_\_\_ 印

フリガナ					
氏 名				年 齢	歳
性 別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日		
所 属 先 名	(嘱託等の場合常勤先名称 : _____ )				
所 属 先 所 在 地	〒 _____				
			TEL	-	-
			FAX	-	-
	(嘱託等の場合常勤先所在地)				
	〒 _____				
			TEL	-	-
			FAX	-	-
現 職 名	(嘱託等の場合常勤先現職名 : _____ )				
医 師 免 許	年 月 日 ( _____ 号)				
出 身 大 学					
専 門 科 目					

(裏面に続く)

身障法第 15 条 に基づく指定障 害分野等*	障害分野： (指定年月日： 年 月 日 指定自治体名： )
	障害分野： (指定年月日： 年 月 日 指定自治体名： )
	障害分野： (指定年月日： 年 月 日 指定自治体名： )
	障害分野： (指定年月日： 年 月 日 指定自治体名： )
	障害分野： (指定年月日： 年 月 日 指定自治体名： )

※ 指定障害分野欄は、複数分野で指定されている場合、そのすべてについて記載すること